

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和3年9月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	豊岡丸大タクシー(有)(法人番号4030002035590) 代表者 齋藤 栄作
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間市扇町屋4-1-35 (本社営業所) 埼玉県入間市扇町屋4-1-35
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)
(5) 主な違反事項	道路運送法第13条
(6) 違反行為の概要	令和3年2月19日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和3年9月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	(株)芝山タクシー(法人番号4040001063113) 代表者 高根 孝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武郡芝山町境552 (本社営業所) 千葉県山武郡芝山町境552
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(210日車)
(5) 主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月30日及び令和2年8月13日並びに令和2年8月20日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。17件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)営業区域外運送違反(運送法第20条)、(4)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(7)乗務員台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(12)無車検運行(車両法第58条第1項)、(13)運行管理者の指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(14)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(15)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)、(16)報告義務違反(運送法第94条第1項)、(17)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 21 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 21 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)